

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例		
条 例 番 号	平成 4 年神奈川県条例第 48 号	法 規 集	第 5 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	環境農政部大気水質課		
条 例 の 概 要	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定に基づき、神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 10 条第 1 項の規定により指定された対策地域の都道府県に設置することとされている協議会について、同条第 2 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項について定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	協議会は、窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議を行い、平成 15 年度に同計画を策定した。現在は平成 22 年度までに環境基準を達成するよう、計画に基づく自動車排出ガスの低減施策の進行管理を行っている。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	協議会の委員は、知事、県公安委員会、関係市町村、関東運輸局などの関係地方行政機関及び首都高速道路株式会社などの関係道路管理者の長など 23 名で構成されており、毎年の進行管理の実務は、下部組織の専門委員会（学識者等）及び調査部会（主要道路管理者、市町村担当課長等）で効率よく進めている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	協議会を原則公開とし、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>